

## 第 12 回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 2 年 12 月 24 日（木） 午後 13 時 53 分～午後 14 時 47 分
- 2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室
- 3 出席委員  
1 番 米山 義一 2 番 西村 恒男 4 番 小宮 広督 5 番 須藤 時夫  
6 番 佐藤 孝義 7 番 山田 政文 8 番 鈴木 明雄 9 番 原 泉  
11 番 平山 正幸 12 番 清水 秀幸 13 番 矢頭 恵造 14 番 久嶋 昇

欠席委員

3 番 山崎 公江 10 番 安藤 睦美

### 4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に  
対し承認を求める件

日程第 3 報告第 9 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

### 5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 正和 主査 竹下 仁 会計年度職員 河原 広敏

### 6 産業観光課農林業担当職員

主事 佐藤 貴彦

### 7 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆様おそろいですので始めたいと思います。互礼を行います。ご起立願います。礼。ご着席ください。

ただいまより、令和 2 年第 12 回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。お願いします。

会長 みなさん、こんにちは。今年も残り 1 週間となりました。年末の忙しい中、令和 2 年最後の大月市農業委員会総会にご出席たまわりまして、

まことにありがとうございます。この1年を振り返ってみますと、この1年は新型コロナウイルスの問題を抜きにしては語れない年でありました。3月の初め頃から毎日、テレビ、新聞等でコロナ感染のニュースが全国的に報道され、社会全体が大変な1年になりました。私たち農業委員会におきましても、感染が増え始めた4月、5月は感染予防と感染拡大防止のために、農業委員会の総会も出席者を半減して審議を行い、残りの委員は自宅で書類審査行いました。大きな研修や大会はご存じのように中止、または自粛を余儀なくされ今日に至っています。今なお全国的に感染拡大の勢いが止まらない状態が続いておりますが、特に東京都におきましては1日で748人と、過去2番目に多い感染者が発表されています。昨日全国で合わせて1日に3千人を超える感染者が確認され、私たちの生活の中におきましても、常にコロナウイルスとの闘いになっていると言っても過言ではないと思います。また、私たちの住んでいる富士東部地域におきましてもコロナの感染者があり、決して他人事ではない状態が続いています。これから先、コロナ問題がどうなるか、いつ終息するか全く分かりませんが、私たち1人ひとりが、感染しないよう十分に気を付けて新しい年を迎えたいと願うところでございます。

さて、本日の案件は農用地利用集積計画に対して承認を求める説明がありますので、皆様のご協力をいただきまして、この会議がスムーズに進行できますようお願い申し上げます。以上です。

事務局 開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は安藤睦美委員、山崎公江委員二人の欠席の連絡が入っておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

## 日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。12番、清水秀幸委員、13番、矢頭恵造委員を指名いたします。

## 日程第2 議案第18号

議 長 議事に入ります。議案第20号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程します。

審議に入る前に、初めての委員もいますので、事務局からこの事案について説明があります。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議については、市の産業観光課の所管ですが、この法律について初めての委員もいるので、事務局から説明させていただきます。参考資料をご覧ください。農地の売買・貸借には2つの法があります。

農地法3条による許可は

- ・ 下限面積以上の耕作する
- ・ 農業委員会による許可
- ・ 貸借の設定期間が過ぎた場合、合意解約しない場合、自動更新

新

される。

それに対し、農業経営基盤強化促進法による貸借、売買する場合は

- ・ 農業経営が可能であれば、下限面積の要件はなし
- ・ 市町村に申請、農業委員会による承認、市町村が公告することで効力発生。本日はこの承認についての審議になります。
- ・ 貸借の設定期間が来たら、契約は一旦解約され再設定が必要

審議する内容は、農業経営による収入が見込まれ、市が策定した農業基本構想を満たしている農業者であるかどうかになります。その要件は

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すると認められるか
- ・ 耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。
- ・ 農業により生活を自立しようとする意欲と能力があると認められるか

- ・主たる農業従事者がいると認められるか。年間 150 日から 200 日を目処に考えます。

農業委員会としても遊休農地の解消としては、農地法第 3 条では下限面積が足りず貸借できない事例もありますが、この利用権設定を使用することにより、意欲のある農業希望者が遊休農地を活用する方法になりますので、相談があった場合にはこのような方法もご指導いただければと思います。

議長            ありがとうございます。続いて、担当課である産業観光課・農林業担当の佐藤貴彦君より提案願います。

佐藤主事        大月市産業観光課農林業担当の佐藤です。〇〇地区における利用権設定の説明をさせていただきます。今回、〇〇が対象農地 4 筆を地権者 2 名から借りるという内容になります。資料については、1 ページをご覧ください。農地の所在地はいずれも〇〇地内であり、〇〇の住まいである〇〇から車で 5 分ほどの位置になります。農地までの距離も適当であり、十分 通作可能な距離であると考えられます。農地面積は 4 筆で計 2020 平米、農業従事日数は 150 日で労力総数は二人となっております。農業に従事することとなる〇〇の経営目標として、苗木業者の請負で、桃、スモモの苗木の生産に取り組むこととしています。

今後の方針としては、農林水産省に果樹苗木生産者として届け出て、山梨県果樹苗木生産組合に加盟することとしており、流通に関してはこちらの組合を通ずることを考えております。

次に本件の利用権設定に至った経緯ですが、3 ページ写真にありますように草刈りはされている状況となっておりますが、耕作はされていない状況となっております。そのような中、〇〇の借りたいという希望と地権者の貸したいという希望により、双方の合意のものと利用権設定という形となります。

以上より、利用権設定を行うことで、現状として耕作が難しい農地所有者から意欲ある農業者へ農地の配分集積をすることができ、農地の有効活用、農業の振興へ繋がると考えられますので、本案件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 事務局と事務局と担当からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見ご質問のある方は挙手願います。

議 長 山田委員。

山田委員 非常に良い話だと思います。桃の苗木ですが、どのくらいで出荷できるのでしょうか。1年なのか3年かかるのか。利用権設定期間が5年なので、当然出荷しなければ難しい。年間の売り上げをどのくらい見込んでいるのか。また〇〇さんについて伺いたい

議 長 佐藤さんお願いします。

佐藤主事 期間について〇〇さんに確認したところ、1年間は苗木を圃場で育て、次に接木をしての栽培を考えているようです。〇〇さんは、〇〇で、新規の営農者の育成や農業の指導を行っているののでしっかり出来ると考えています。売上については確認ができていないので、本人から確認をとる予定です。

山田委員 〇〇は、農業に精通していると思いました。3条や利用権設定でも良いのですが、遊休農地解消につながり、非常に良いと思うので、収益が良ければ他の農地でもできる可能性があるので研究していただいて、農業委員会として遊休農地解消の一つの方策として、可能であれば進める方向でやっていただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 何かご意見ご質問等ございますか。原さん。

原泉委員 〇〇さんの〇〇として仕事をされてきた経緯などを教えてください。

事務局 〇〇としてどのくらい仕事をしていたのかは把握していません。〇〇なので、それなりの専門的知識をもってその仕事に就いていたと思われる。

事務局 〇〇さんと直接会いましたが、専門的にやっていきたいようです。農業の〇〇者として長い間やってこられたと伺っています。

議 長 質疑が無いようなので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、承認と決定いたします。

議 長 続きます、日程第3、報告事項に移ります。報告第9号について事務局に報告を求めます。

事務局 4ページをご覧ください。11月11日から12月10日までに出された転用確認証明の交付は3件でした。

番号1

〇〇 申請者は、〇〇 目的は個人住宅です。

番号2

〇〇 申請者は、〇〇 目的は敷地拡張（駐車場）です。

番号3

〇〇 申請者は、〇〇 目的は個人住宅及び進入路です。

5ページの写真のとおり現場を確認し、証明書を発行しております。

以上です。

議 長 この件について何かご質問ありますか。山田委員。

山田委員 〇〇の件は許可が平成4年です。だいぶ経過していますが、これについて説明してください。

事務局 平成4年なので、すでに28年経過しています。当時2階建て住宅で許可を得ておりました。その後事情により住宅建設が出来なくなったのですが、今回、過去に許可を得た所へ家を建てて引っ越すことになりました。許可証は申請者が存命中は有効です。違う目的ならば新たに申請をする必要がありますが、個人住宅の建設で申請が出され、その申請通りに建設されているので転用確認証明を出しました。

山田委員 個人住宅で申請者が存命の間は有効であると。個人住宅ではない駐車場や倉庫用地、進入路なども同様でしょうか。

事務局 基本的には許可証は申請者に対して出されるものですから、申請者が存命中はどの申請に対しても許可証は有効です。

山田委員 他の目的でも申請者が存命ならば、一度出された許可は有効ということですね。5条で転用して売ろうとした時、実際には転用せずに、その後その土地の購入者は転用しなくても良いのですか。

事務局 本来なら転用の許可が下りても転用していない場合は指導します。28年前の許可であり、当時指導があったかどうかは分かりません。転用の

許可が下りても許可の通りに行っていない場合、まだ地目は農地のままです。農業者ではない〇〇が農地のまま土地を持っていることになりません。

山田委員 微妙な問題なので聞いておきたいのですが、買ってすぐに転用する気はないが、転用の計画だけ出して実際には農地として何年か利用することが通ってしまう。このようなことが現実には可能である。

事務局 計画通りに転用がされていない場合、指導を行っていますし、県は許可権者ですから、転用していない所は県へ報告するようになっています。

山田委員 罰則はなくて指導という程度ですね。

事務局 許可の取り消しということもあり得ますが、そこまでは至らないです。計画通りに実施しているかこちらの方で指導しています。

議長 他に。平山委員

平山委員 転用の許可をもらってから何十年も目的通りにやらない場合は違法状態ではないでしょうか。無断転用とは違うのですが、許可を得ているけれども許可通りにせずにそのまま農地として利用している場合です。

事務局 本来ならば、農業委員会として指導を行うのですが、30年近く経ち、その間どのような指導が行われたか分かりません。許可が有効か県に確認したところ、申請者が存命ならば有効であると。要指導の状態であったと思われます。今後は農業委員が担当される地域で正しく転用されるか見ていく必要があると思います。

原委員 一つの考え方として、10年くらいを目処に何か対策にあたった方が良いと思います。

事務局 1年で、その年に許可された所を確認して指導するようにした方が良いと考えていますが、さらに検討したいと思います。

議長 他になにか質問ありませんか。無いようなので承認いただいたものとします。

#### 日程第4 その他

議長 日程第4 その他、委員の皆様から何かございますか。矢頭委員お願いします。

矢頭委員 地元の住民から私の方へ相談がありました。〇〇寺の住職が亡くなり、奥様はしばらく住んでいたのですが寺を出られました。寺にある鐘撞堂とその近辺が農地のままのようです。できれば奥様にお寺の方へ寄付してもらいたいと要望がありました。奥様に寄付をお願いするにあたり、お寺側で寄付を受けた場合の手続きなど教えて欲しいと相談がありましたのでよろしく申し上げます。

事務局 昔から宗教法人が所有している土地には農地もありますが、宗教法人が土地を農地として取得することは、現在はできません。農地所有適格法人に宗教法人は含まれていません。そのためお寺の境内の敷地として転用する形で申請を提出していただくことになると思います。ただし、お寺の境内にするには農地法以外で、いくつか手続きが必要になると思います。農業委員会としては農地法第 5 条で、お寺に土地を贈与し、それを境内の敷地として転用する。そのような形になると思います。

矢頭委員 おそらく相続して奥様の名義になっていると考えられ、境内であっても奥様が所有者らしいです。その場所以外にもお墓もあるように伺っています。それらを寄付してもらい形を整理したいようです。細かいことは当人とまた相談します。

事務局 こちらでも調べて対応できるようにしたいと思います。

議長 他に。平山委員。

平山委員 事務局がいま答えた通りだと思います。以前、〇〇で墓地を寄付するという例がありました。その時はいつ頃から墓地として使用していたのかを証明するにあたり、墓石の日付などを写真に撮ったこともありました。

議長 他に何かございませんか。原委員。

原委員 前々回など太陽光発電の申請が出て審議した覚えがあります。国の方で 2050 年にカーボン排出をゼロにするアドバランを上げましたが、これから先大月市において、太陽光発電の申請が増えていくのかどうか、前々回の総会の中で買い取り価格が 41 円くらいからスタートして現在は 8 円くらいでしょうか。資材の単価はそれなりに安くなっているかもしれませんが実際元は取れない、これが現状だと思います。これから太陽光



発電の工事に着手される方について、農業委員会で申請を許可相当とした場合に後々問題が出るのではないか。その時に農業委員会は審査するだけの機関だからというので済むのかどうか。申請があった時に農業委員会から後々の事を指導できるような形のものを今のうちから用意しておいた方がいいのではないか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 買い取り価格は確かに下がっていますが、最初に契約したときの価格が維持されます。許可を取得したときが例えば 15 円ならば、何年間はその金額が維持されます。県の方では太陽光発電の申請が多いのでガイドラインを見直すといニュースが出ていますが、実際にどのようになるかは分かりません。農業委員会で審議するときには、設置の費用、撤去の費用等を含めて、予算計画に不足がないか審査をしています。20 年が償却期間となっていて、20 年後どのようになっているか分からないところもあります。現在は県が出しているガイドラインを元にやっていますが、それがどのように変更されるのかを踏まえて見ていかなければと思っています。審議で認められないとする場合は、それなりの根拠が必要になります。太陽光発電が多いから不許可とは言えません。

原 委員 先日北杜市の市長選で、ソーラーの事が争点の一つに入っていました。県議会でもこの話は質問に出されました。県のはっきりした意見がまだ出ていないのですが注目しなければいけないと思います。

議 長 他にありますか。なければ事務局から。

事務局 (諸連絡)

議 長 その他何かありましたらお願いします。

議 長 無いようですので本日の日程は全て終了しました。議事進行にご協力ありがとうございました。最後に職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。これをもちまして令和 2 年第 12 回大月市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。